沖縄県果樹に関する登録商標に係る管理要領

(趣旨)

第1条 本県果樹のブランド力向上と生産振興を図るため、沖縄県果樹に関する登録商標の使用許諾の取扱いに関し、本要領において必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、本要領中に特段の定めがない限り、当該各号 に定めるとおりとする。
- (1)「本商標」とは、商標登録された別表1の「商標名」をいう。
- (2)「指定商品」とは、商標登録された別表1の「指定商品」をいう。
- (3)「果実」とは、別表2の「使用できる品種」であって、かつ、「使用できる条件」を満たす果実をいう。
- (4)「加工品」とは、別表2の「使用できる品種」であって、かつ、「使用できる条件」を満たす加工品をいう。

(使用の許諾の申請)

- 第3条 果実または加工品に本商標を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、本商標の使用を開始する30日前までに、商標使用許諾申請書(様式1)を沖縄県知事(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。
- 2 管理者は、申請者に対し、前項の商標使用許諾申請書を審査するのに必要な範囲で、資料の提出を求めることができる。
- 3 管理者は、申請者から、前項の資料の提出を求めた日から7日以内に資料の提出がされないときは、第1 項の商標使用許諾申請書による使用許諾の申請を却下できる。

(申請者の要件)

- 第4条 申請者は、次のいずれかに該当する者とする。なお、第2号の加工品製造業者および販売事業者は、その所在地を問わないものとする。
- (1)沖縄県内に所在する生産者、農業生産法人、農業協同組合、その他協議会等の生産者組織
- (2)加工品製造業者、販売事業者
- (3) そのほか、管理者が適当と認めた者

(使用の許諾等)

- 第5条 管理者は、第3条第1項の商標使用許諾申請書にかかる申請内容を審査し、本商標の使用を許諾することが適当と認められる場合は、商標使用許諾通知書(様式2)により、申請者に対し、本商標の使用を許諾する旨を通知するものとする。
- 2 管理者は、前項の商標使用許諾通知書をもって本商標の使用を許諾するに際し、本商標の使用条件を課すことができる。
- 3 申請者は、第1項の商標使用許諾通知書の通知日から、本商標を使用できる。但し、本商標の使用条件 が課されているときは、これに従う。
- 4 第1項の商標使用許諾通知書の通知を受けた申請者は、許諾を受けた使用の権原を第三者に譲渡し、 当該権原をもとに再許諾してはならない。

(使用上の注意)

- 第6条 申請者が、前条の商標使用許諾通知書に基づき得られる本商標の使用権原は、非独占的通常使 用権とする。
- 2 前条の使用許諾を受けた申請者(以下「使用者」という。)は、以下の各号の条件を全て遵守すること。
- (1)本商標を使用する果実または加工品が、別表2の使用できる品種及び使用できる条件をすべて満たしていること。
- (2)本商標を、自己の商標または意匠の全部または一部として知的財産権を取得しないこと。

- (3)本商標を使用する果実または加工品に、当該果実または加工品を沖縄県が推奨または認定しているかのように誤認される文言を表示しないこと。
- (4) 商標権が消滅した本商標は、使用しないこと。

(表示の義務等)

- 第7条 使用者は、本商標を、別表2の「表示」に示すとおりに、表示しなければならない。 ただし、国外で販売する果実または加工品に本商標を表示するときは、本商標が日本において登録され た商標であることが分かるように、本商標を表示しなければならない。
- 2 前項の「表示」とは、果実または加工品それ自体に表示するほか、これらを収容する容器、包装紙または 広告に使用する資材(ポスター、チラシ、パンフレット、広告等)に表示することを意味する。 ただし、本商標を表示する資材には、使用者名を明示しなければならない。
- 3 商標権が消滅した本商標は、第1項の規定にかかわらず、表示してはならない。 但し、国外で販売する果実または加工品に本商標を表示するときは、この限りでない。

(使用料)

第8条 本商標の使用料は、無料とする。

(使用期間)

- 第9条 本商標の使用許諾期間は、第5条の商標使用許諾通知書の通知日から商標権の効力が消滅する 日までとする。但し、管理者が使用者に商標許諾中止通知書(様式4)を通知し、又は、使用者が管理者 に商標使用廃止届出書(様式5)を届け出たときは、当該通知し、または、届け出た日までとする。
- 2 管理者は、前項の使用許諾期間を、商標権を放棄し、または、更新をしない、ことによって終了させるときは、当該期間が終了する日の6カ月前までに、本商標の使用者に対し、本商標の使用許諾期間の終了日を通知する。

(事故、苦情等の処理)

- 第10条 本商標を使用した果実または加工品に発生した事故又は消費者もしくは取引者からの苦情については、使用者が、誠意をもってその責任の下に処理しなければならない。また、当該事故または苦情の内容及びその対応の詳細は、速やかに、管理者に報告しなければならない。
- 2 管理者は、使用者が本商標(商標権が消滅した本商標を含む。)を使用することで、使用者に損害等が生じても、一切の責任を負わない。
- 3 使用者は、本商標を使用した果実または加工品の品質上の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、 当該第三者に対し、一切の責任を負う。
- 4 使用者は、本商標を使用することで、管理者に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

(使用期間経過後の措置)

第11条

- 1 使用者は、本商標の商標権が消滅したことで本商標の使用許諾期間が終了したときは、使用許諾期間終了後3月以内に限り、本商標の使用を認める。
 - 但し、本商標が登録商標である旨を表示してはならない。
- 2 使用者は、本商標の商標権が消滅したことで本商標の使用許諾期間が終了したときに保有する、本商標を使用した資材は、自己の費用負担で廃棄または本商標の除去をしなければならない。

(使用状況の報告)

- 第 12 条 使用者は、毎年 1 月 1 日から 12 月末日までの本商標の使用状況について、翌年の3月末日まで に商標使用状況報告書(様式3)を管理者に提出しなければならない。
- 2 管理者は、使用者の事業所または営業所、その他必要な場所に立ち入り、本商標が適切に使用されているかを調査することができる。

(情報の公開)

第13条 管理者は、生産振興およびブランド化を図る観点から、事前に使用者の許諾を得ることなく、本商標の許諾実績に関する情報を、一般に公開することができる。

(許諾の中止)

- 第14条 管理者は、使用者が、第6条に違反し、または、本商標を使用させることが不適当であると認められる場合は、使用者に対し、弁明の機会を与えたうえで、商標許諾中止通知書(様式第4号)を通知し、本商標の使用中止を求めることができる。
- 2 前項の商標許諾中止通知書による本商標の使用中止の効力は、管理者が当該通知書を通知した日の2 週間後から生じるものとする。
- 3 管理者は、商標許諾中止通知書を通知した使用者が、当該通知書を通知した日から2週間を経過した 後も、本商標の使用を中止しない場合には、次の措置を講じることができる。なお、管理者は、当該措置に より、使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- (1)警告
- (2)本商標を使用した資材の回収等
- (3)事業者名の公表
- (4)訴訟

(個人情報の取扱い)

第 15 条 申請者または使用者の個人情報は、本要領の目的及び実施の範囲で使用し、原則として、使用者の同意が無い限り、第三者には提供しないものとする。

(その他)

第16条 本要領に定めるもののほか、必要な事項については、管理者が別に定める。

附則

本要領は、令和4年2月15日から施行する。

本要領は、令和5年12月8日から施行する。

別表1

商標名	商標登録番号	指定商品	商標登録年月日
ホワイトココ	第 6352181 号	菓子(果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものに限る。)、冷凍野菜、冷凍果実、加工野菜及び加工果実、 野菜、果実、飼料、種子類、木、草、苗、苗木、花	2021年2月15日
サンドルチェ	第 5932315 号	菓子(果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものに限る。)、冷凍野菜、冷凍果実、加工野菜及び加工果実、 野菜、果実、飼料、種子類、木、草、苗、苗木、花	2017年3月17日
シードレスター	第 5499871 号	菓子、果実、野菜、種子類、苗、苗木、花、 清涼飲料、果実飲料、飲料用野菜ジュー ス、乳清飲料	2012年6月8日
夏小紅	第 5499872 号	菓子、果実、野菜、種子類、苗、苗木、花、 清涼飲料、果実飲料、飲料用野菜ジュー ス、乳清飲料	2012年6月8日
ていらら	第 5499873 号	菓子、果実、野菜、種子類、苗、苗木、花、 清涼飲料、果実飲料、飲料用野菜ジュー ス、乳清飲料	2012年6月8日
美ら星	第 5500496 号	菓子、果実、野菜、種子類、苗、苗木、花、 清涼飲料、果実飲料、飲料用野菜ジュー ス、乳清飲料	2012年6月15日

別表2

別表2					
商標名	品目	使用できる 品種	品種登録 年月日等	使用できる条件	表示
ホワイトココ	パイン アップル	沖農 P19	2021年 12月13日	(果実)沖縄県内に所在する 生産者及び農業生産法人が県 内において生産した沖農P19 で、別で定める「ホワイトココ出 荷ガイドライン」に遵守した果実 にのみ使用できる。 (加工品)原材料として使用す るパインアップルに占める上 記果実の割合は原則50%以 上でなければならない。	ホワイトココ®
サンドルチェ		沖農 P17	2017年 1月19日	(果実)沖縄県内に所在する 生産者及び農業生産法人が県 内において生産した沖農P17で、別で定める「サンドルチェ 出荷ガイドライン」に遵守した果 実にのみ使用できる。 (加工品)原材料として使用するパインアップルに占める上 記果実の割合は原則50%以 上でなければならない。	サンドルチェ®
シードレスター	シークヮーサー	仲本シードレス	2009年3月6日	(果実)沖縄県内に所在する 生産者及び農業生産法人が県 内において生産した仲本シー ドレスにのみ使用できる。 (加工品)原材料として使用す るシークワーサーに占める上 記果実の割合は原則50%以 上でなければならない。	シードレスター®
夏小紅	マンゴー	Lippens	海外導入品種	(果 実)沖縄県内に所在する 生産者及び農業生産法人が県 内において生産した Lippens に のみ使用できる。 (加工品)商品の原料に上記果 実が使用されていなければなら ない。原材料として使用する マンゴーに占める上記果実の 割合は原則 50%以上でなけ ればならない。	夏小紅®

別表2(続き)

商標名	品目	使用できる 品種	品種登録 年月日等	使用できる条件	表示
ていらら	マンゴー	Valencia pride	海外導入品種	(果実)沖縄県内に所在する 生産者及び農業生産法人が県 内において生産した Valencia pride にのみ使用できる。 (加工品)原材料として使用す るマンゴーに占める上記果実 の割合は原則 50%以上でな ければならない。	ていらら®
美ら星	スター フルーツ (ゴレンシ)	Kary	海外導入品種	(果実)沖縄県内に所在する 生産者及び農業生産法人が県 内において生産した Kary にの み使用できる。 (加工品)上記原材料として使 用するスターフルーツに占め る上記果実の割合は原則 50%以上でなければならな い。	美ら星®

商標使用許諾申請書

年 月 日

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県知事 殿

> 住所(所在地) 氏名(名称および代表者名) 担当者名 電話番号/FAX E-mail

貴県が登録した下記の商標の使用にあたり、「沖縄県果樹に関する登録商標に係る管理要領」を承服の上、同要領第3条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

なお、沖縄県が、下記の商標名にかかる商標権を放棄し、または、存続期間の更新をしないときは、県の方針に同意します。

記

- 1. 使用の許諾を求める商標名
- 2.1の商標名を使用する予定の商品(どちらかを丸印で囲ってください) 果実 ・ 加工品※

※商標名を使用できる加工品は、商標名によって異なるため管理要領をご確認ください。

【添付していただく資料】

- 1. 申請者が上記2記載の商品を販売できる資格を有することを示す資料を添付してください。 (例)
- •食品関係営業許可証
- 2. 申請者が団体である場合は、「生産者名簿一覧(氏名、所在地、面積など)」(参考様式)を添付してください。

(申請者氏名) 殿

沖縄県知事

商標使用許諾通知書

年 月 日付で申請に対し、下記の条件に限り、商標の使用を許諾します。

記

- 1. 許諾番号
- 2. 使用者
- 3. 使用を許諾する商標名
- 4.3の商標名の使用を許諾する商品果実 ・加工品
- 5. 使用条件

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県知事 殿

> 住所(所在地) 氏名(名称、代表者名) 電話番号/FAX E-mail

商標使用状況報告書

沖縄県果樹に関する登録商標に係る管理要領第12条に基づき、商標使用について、下記のとおり報告します。

記

- 1. 許諾番号
- 2. 使用者
- 3. 使用を許諾された商標名
- 4. 使用する果実または加工品の販売数量等 ※販売数量は本商標を付した果実(加工品)の数
 - (1)果実の場合

果実の販売数量()/年間

(2)加工品の場合

商品の名称 () (左関

商品の販売数量()/年間

- 5. 商標を使用した媒体(該当に○を記入) 果実または加工品への直接貼付・包装資材・チラシ・パンフレット ・ポスター・広告・その他()
- 6. 継続した商標利用の意向(いずれかに○を記入)継続して 利用する ・ 利用しない

(使用者氏名) 殿

沖縄県知事

商標許諾中止通知書

沖縄県果樹に関する登録商標に係る管理要領第 14 条の規定により、〇年〇月〇日付けで 許諾した商標の使用について、下記の理由により許諾を取り消します。

記

- 1. 許諾番号
- 2. 使用者
- 3. 許諾を中止する商標名
- 4. 許諾を中止する商品名
- 5. 許諾を中止する理由

沖縄県知事 殿

住所(所在地) 氏名(名称、代表者名) 電話番号/FAX E-mail

商標使用廃止届出書

年 月 日付け 第 号で使用許諾を受けた次の許諾番号にかかる 本商標について、使用を廃止しますので、次のとおり届出します。

記

- 1. 許諾番号
- 2. 使用者
- 3. 使用を廃止する商標名
- 4. 廃止日

参考様式(第1条関係)

生産者名簿一覧

	氏名	所在地又は住所	当該品種(別表2)の 栽培面積(a)	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

【申請者】

住所(所在地)

氏名(名称および代表者名)